

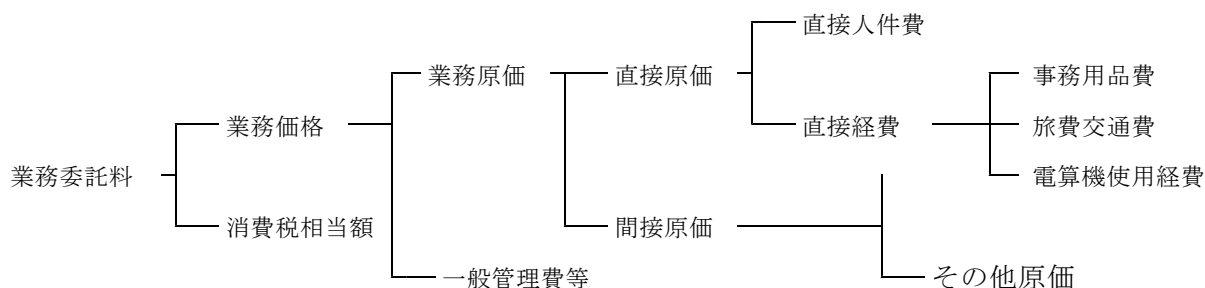
道路情報管理業務 積算基準（案）

1. 適用範囲

この積算基準は、国土交通省北陸地方整備局(港湾空港関係除く。)が発注する道路情報管理業務に適用するものとする。

2. 業務委託料

(1) 業務委託料の構成



(2) 業務委託料構成費目の内容

①直接原価

イ 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）の人件費とする。

ロ 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち、次の a から c までに掲げるものとする。

- a. 事務用品費
- b. 旅費交通費
- c. 電算機使用経費

ただし、a, b, c 以外の直接経費は、その他原価とする。

②間接原価

イ その他原価

その他原価は、事務用品費、旅費交通費、電算機使用経費を除く直接経費及び直接原価とする。

③一般管理費等

一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益

とする。

④消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

3. 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算するものとする。

$$\begin{aligned}
 \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\
 &= [(\text{業務原価}) + (\text{一般管理費等})] + (\text{消費税相当額}) \\
 &= [(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税相当額})
 \end{aligned}$$

(2) 各構成費目の算定

①直接人件費

イ 直接人件費は、契約する期間における勤務体制毎の日数をロにより算定した基本日額を乗じて積算する。

技術者名称	職 種	備 考
管理技術者	技師 (B)	打合せ (0.5日/月)
道路情報管理員	技術員 相当単価	終日

ロ 基本日額の積算

a. 基本給 技術員 相当単価

b. 就業時間

1) 開庁日で終日1名体制の場合

就業時間は、終日(24時間体制)を1組とする。

なお、業務引継時間が必要な場合は、前後各30分を標準とする。

就業例)

時間	8	10	12	14	16	18	20	22	24	2	4	6	8	
就業時間				1名								1名		
	1名							1名						

・終日就業(24時間体制; 3交替・1組の例)

・基本日額 = 基準日額 × 3 + [基準日額 × 1/8 (6h × 25/100) × 割増対象賃金比]

2) 閉庁日で終日2名体制の場合

就業時間は、終日（24時間体制）を2組とする。

なお、業務引継時間が必要な場合は、前後各30分を標準とする。

就業例)

時間	8	10	12	14	16	18	20	22	24	2	4	6	8
就業時間				2名					2名				
	2名							2名			2名		

・終日就業（24時間体制；3交替・2組の例）

・基本日額＝基準日額×6＋[基準日額×1/8((6h+6h)×25/100)×割増対象賃金比]

3) 開庁日で昼間1名、夜間2名体制の場合

就業時間は、終日（24時間体制）を1組、2交替を1組とする。

なお、業務引継時間が必要な場合は、前後各30分を標準とする。

就業例)

時間	8	10	12	14	16	18	20	22	24	2	4	6	8
就業時間				1名					1名				
(1組目)	1名							1名			1名		
(2組目)	1名				1名					1名			

・終日就業（24時間体制；3交替・1組、16時～翌9時体制：2交替・1組の例）

・基本日額＝基準日額×5＋[基準日額×1/8((6h+7h)×25/100)×割増対象賃金比]

ハ 賞与、年休分など

計上しない。

ニ 残業の積算

特に必要がある場合を除き、計上しない。

ホ 業務打ち合わせ

1業務当たり月1回以上とし、管理技術者として技師(B)を0.5(人/月)計上する。

②直接経費

イ 事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

ロ 旅費交通費

旅費交通費は、「国土交通省所管旅費取扱規則」及び「国土交通省日額旅費支給規則」に準じて積算する。

発注者施設で業務を実施する場合であって、通勤により業務を行う場合は、出発基地から業務場所までの交通費は原則として計上しない。ただし、滞在費が必要となる場合は適宜計上する。

※「出発基地」とは、原則として参加表明者のうち、現地に最も近い本支店が所在する市役所等とする。

ハ 電算機使用経費

電算機リース料等が必要となる場合に計上するものとする。

ニ その他

イ～ニのほか、電子成果品作成費など必要となる場合は、別途計上するものとする。

③その他原価

その他原価は、次式により算定した額とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、20%とする。

④一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、25%とする。

⑤消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税率を乗じて得た額とする。